

1 LNG火力とエネルギーの地産地消・まちづくりについて

(1) 見直し要請

- ① どのような経緯を経て、あのタイミングでの見直しの要請に至ったのか。
- ・LNG火力発電所計画について、環境影響評価手続の途上であり、8月8日の記者会見までは、法令に基づく市の責務としてニュートラルな立場で対応してきた。
 - ・一方で、最終的には、「まちづくりを総合的かつ中長期的に考え、判断をしていく市長」としての立場から、この事業に対する考えを表明するタイミングが来ることを想定し、環境アセスメントとは別に、清水都心地区のまちづくりに与える影響、市民や経済界から寄せられる様々な意見などについて、私なりに分析・吟味を続けてきた。
 - ・静岡市は、清水の目指す都市ビジョン「国際海洋文化都市」に向け、今年度からスピード感を持って進めていくにあたり、待たなしの状況にある。そのため、火力発電所計画について、都市ビジョンの方向性との相違や影響・効果等について熟慮した結果、まちづくり事業の推進上ぎりぎりのタイミングで、表明することとした。
- ② 先般、事業者が環境影響評価準備書の提出の延期を表明したが、今後、事業者との協議の場を設けるのか。
- ・国際海洋文化都市の実現に向けて、まちづくりにご協力をいただけるのであれば、積極的に情報提供を行っていくほか、協議の必要性が生じた際には、応じていきたいと考えている。
- ③ 国際海洋文化都市を目指すというが、それは具体的にどのようなものか。
- ・清水は古くから海と港によって賑わい、港湾工業都市として発展してきたが、時代の変化を踏まえ、これからはその礎の上に、魅力に満ちた観光機能の充実や、海洋産業等の新産業を創出し、国内外から人々が訪れる「国際海洋文化都市」を目指すこととした。
 - ・具体的には、大型クルーズ船への対応を高め、世界の玄関口にふさわしい港を作っていくこと、また、国際海洋文化都市のシンボルとして、日本一の深さを誇る駿河湾を活かし、水族館・博物館が融合した「海洋・地球の総合ミュージアム」となる海洋文化拠点施設を整備すること、
- さらに、こうした公共投資を通じ、民間開発を誘発し面的整備を進めていくことにより、清水都心の活性化などを図っていく。
- ・これらの取組により、国内外から多くの人々が訪れ、満足できる世界水準の都市の実現を目指していきたいと考えている。
- ④ 仮にJXTGがLNG火力発電所と、例えばサッカースタジアムの両方を提案してきた場合、それでも火力発電所はまちづくりの方向性には合わないとの基本姿勢に変わりはないか。
- ・事業者は、今後、計画の見直しを行う中で、市や地元の皆さんと相談していく意向であ

ると聞いている。

- ・事業者の検討内容について、市民の大方の理解が得られるかどうかを、しっかりと見極めていきたいと考えている。

⑤ 今後、事業者と協議の場を持つとする場合、県と協議を行っていく考えはあるか。

- ・今後、事業者が提示する内容によって、必要に応じて、県と協議をする場合もあり得るものと、考えている。

⑥ 国際海洋文化都市として人の集まるまちを目指すのであれば、LNG火力発電所に代えて、再生可能エネルギー基地への転換を事業者に促す考えはないか。

- ・土地利用のあり方については、国内外から人々が訪れる「国際海洋文化都市」の実現を目指す清水都心のまちづくりの方向性との整合を求めていると考えているが、まずは、今後の事業者の検討の動向を、見守っていききたいと考えている。

(2) エネルギーの地産地消

① 化石燃料を輸入することなく、地域資源を活用しエネルギーを地産地消する里山資本主義をどのように捉えているか。

- ・里山資本主義の考え方は、単に経済の活性化のみならず、エネルギー供給源を分散化していくことで、災害時における電力を確保でき、安心・安全なまちづくりに繋がるというものである。
- ・この考え方は、温室効果ガスの排出を抑えた低炭素社会の構築にも繋がるものであるため、持続可能なまちづくりに寄与するものと捉えている。

② 再生可能エネルギー促進に向けた静岡市の基本姿勢と目標値、現状はどのようになっているのか。

- ・再生可能エネルギーの防災面、環境面、経済面での優位性を踏まえ、3次総の重点プロジェクト「防災」に「再生可能エネルギーの普及」を位置付け、災害に強く安心・安全に暮らせるまちの実現を目指している。
- ・その目標値として、平成28年3月に策定した「第2次静岡市地球温暖化対策実行計画」では、市内の電気消費量に対する再生可能エネルギーの構成割合を、25年度の21.5%から計画の目標年度である34年度までに23.6%に引き上げていくことを掲げている。
- ・なお、平成28年度末における現状値は、22.9%となっており順調に導入が進んでいるところである。

③ 静岡市域における固定価格買取制度の設備別認定容量の現状はどのようになっているのか。

④ 他の政令市と比較して設備別認定容量はどのようになっているのか。

- ・固定価格買取制度を活用し売電するためには、太陽光や風力、バイオマスなどの発電設備について、事前に国の認定を受ける必要がある。
- ・経済産業省の情報公開用ウェブサイトによると、平成29年3月末時点の本市域における設備別認定容量は、太陽光発電設備が約13万8千キロワット、バイオマス発電設備が1万4千キロワット、合計で約15万2千キロワットとなっている。
- ・また、他の政令市との比較では、最も認定容量の多い都市が、浜松市の約45万3千キロワット、最も少ない都市は、相模原市の約6万キロワットとなっている。
- ・本市における認定容量は、政令市中11番目となっているが、一方、認定件数で見た場合は、政令市中5番目となっていることから、主に一般家庭などを中心に設置されている、10キロワット未満の小規模な太陽光発電設備の普及が進んでいるものと理解している。

⑤ 目標の基準年における静岡市の総電力消費量に対し、民生部門と農林水産部門を合わせた総電力消費量の割合はどのようになっているのか。

- ・実行計画における目標の基準年とする平成25年度の静岡市の総電力消費量は、約430万メガワットアワーとなっている。
- ・このうち、一般家庭やオフィスなどの民生部門と、農林漁業などの農林水産部門を合わせた電力消費量は、約330万メガワットアワーと推計され、総電力消費量の約77%を占めている。

⑥ 太陽光発電を推進するため、東京都が作成した「東京ソーラー屋根台帳」のように、太陽光のポテンシャルマップを作成する考えはないのか。

- ・現在、太陽光発電設備を取り扱う民間企業においては、ホームページなどで設備を導入した場合の費用対効果を検討できる簡易シミュレーションソフトを掲載したり、個別に住宅を訪問し詳細のシミュレーションなどを行ったりしているため、本市としてポテンシャルマップを作成することは考えていない。
- ・しかしながら、東京都が作成した「東京ソーラー屋根台帳」については、導入したことによる効果の検証結果などを注視して今後の参考としていく。

⑦ 水道施設における小水力発電の取組みの現状は、どうなっているのか。

- ・平成27年3月に策定した「しずおか水ビジョン」に基づく「第3次中期経営計画」において、環境への負荷を軽減するため「自然エネルギーの活用」を実施目標の一つとしている。
- ・具体的な取組みとしては、太陽光発電設備の設置のほか、新たな自然エネルギーの導入可能性についても検討を行っている。
- ・その一つである小水力発電は、施設間における水の落差を利用して羽根車を回すことにより発電を行うもので、本市においては、一般家庭等への給水に及ぼす影響を見極め、導入の可能性について検討しているところ。

⑧ 環境エネルギー政策研究所と千葉大学と連携し、静岡市の再生可能エネルギーの目標値見直しを検討することができないのか。

- ・現時点で、直ちに目標値を見直すことは考えていないが、今後の、国のエネルギー政策の動向や、毎年度の進捗管理による目標の達成状況などを踏まえて、静岡市環境審議会のご意見を伺いながら、必要に応じて対応していく。
- ・なお、環境エネルギー政策研究所や千葉大学との連携ですが、この他にも様々な機関が再生可能エネルギーに関する報告書などを公表しているため、目標達成に向けた取組の参考としていく。

2 リニア新幹線と南アルプスエコパークについて

(1) JR東海との協議

① 要望書にある包括協定締結の見直しを含め、現在の協議状況はどのようなになっているか。

- ・平成27年10月に本市がJR東海へ提出した要望書には、発生土置き場の適切な管理、水環境の保全、県道や林道の整備、井川地区の地域振興など、8項目を挙げている。
- ・あわせて、これらの要望事項に関する実効性を担保するため、包括的な協定を締結するよう求めているところ。
- ・現在、JR東海と精力的に協議を行っておりますが、地域振興策に関する主張の隔たりが大きいため、包括協定の締結時期に関する見直しは立っていない。
- ・こうした状況を踏まえ、今後も、ユネスコエコパークの理念に沿った適切な環境保全対策と地域振興への取組がともに実現されるよう、JR東海と粘り強く協議していく。

② 市がJR東海に求めた要望のうち、環境に関する項目については現在どのような状況か。

- ・本市が示した要望8項目のうち、環境に関する要望は2項目あった。
- ・一つ目が、発生土置き場ごとの管理計画を本市と協議の上で作成し、将来にわたって適切に管理すること、二つ目が、水環境の保全について、大井川の流量減少のみならず、建設工事周辺地域への影響を最小限とする対策を講ずること、である。
- ・これらの要望を実現するため、専門家で組織する中央新幹線建設事業影響評価協議会において、JR東海に必要な対応を求め、その妥当性等を検討してきた。
- ・具体的には、最大の発生土置き場と想定される燕沢における土砂流出シミュレーション結果の確認や、JR東海の示した導水路トンネル計画に対する評価などを行ってきたところ。
- ・事業の進捗よくに伴い明らかとなる事項もあるため、引き続き協議会でのご意見等を参考に要望実現に向けて粘り強く協議していく。

③ 静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例では、林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるときは通行を制限できるとしているが、リニア新幹線に係る工事車両の通行については、どのように考えているのか。

- ・工事車両の通行を許可するに当たっては、他の利用者の妨げとならないことや、林道を損傷し、林道の通行に危険を及ぼすおそれがないこと、その通行目的が森林法に違反し保安林内で立木の伐採を行うなど林道の設置目的に反し不適切でないことが必要。
- ・また、J R 東海が行う中央新幹線の建設工事により、森林の水源涵養機能が損なわれる行為や希少野生動植物が絶滅するおそれなどの林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないことが前提。
- ・これらを満たしたうえで、条例に基づく通行の申請があった場合につきましては、森林法などの各種法令等に基づく手続きが適法になされていることを確認し、工事車両の通行について判断していく。

④ 発生土置き場の管理について、今後どのように J R 東海に対応していくのか。

- ・これまで、発生土置き場のあり方や管理計画については、植物生態学や地盤工学、水質管理工学などの専門家からなる協議会において、専門的見地から協議をお願いしてきたところ。
- ・具体的には、発生土置き場の選定や植生回復の手法、擁壁や排水設備のあり方など、様々な観点からご意見をいただいている。
- ・今後 J R 東海が、発生土置き場を選定する際、また発生土置き場の管理計画策定、さらにはその後の管理にあたり、これらのご意見が十分に生かされるよう、J R 東海とは精力的に協議を進めていく。

(2) 水と生態系

① 導水路トンネルによって回復する水量について、市の水資源調査と J R 東海の調査、それぞれどのように示されているか。

- ・導水路トンネルにより回復する水量は、トンネルの出口となる樫島での流量の変化により比較ができる。
- ・本市の水資源調査では、導水路トンネル建設により回復する水量を、毎秒約 0.5 トンと見込んでいるが、J R 東海の調査では、毎秒約 1.3 トンと予測されている。
- ・これらの差は、シミュレーション手法や、参照するデータの違いによるものと認識している。
- ・一方、それぞれの調査で前提とした工事着手前の流量も異なっていることから、工事前後の流量減少量で見ると、いずれの調査でも大きく変わらない結果となっている。

② 市の水資源調査において、大井川渇水期における田代ダムの取水量の影響をどのように捉えているか。

- ・渇水期における田代ダム付近の河川流量が、工事前後でおよそ 36 パーセント減少する可能性があることから、田代ダムの発電所の取水量についても、少なからず影響が出る可能性があることを認識している。

③ 榎島より上流部の水量減少が予想されるが、市はどのように認識し、どのような対応を求めているのか。

- ・大井川の流量減少への対策として、J R 東海より示されている導水路トンネル計画に関しては、導水路出口より上流部の河川流量の減少と、これに伴う自然環境への影響について、本市としても危惧を抱いている。
- ・このため、J R 東海の事後調査報告書に対する市長意見において、「河川流量の減少に伴い、生態系ピラミッドの下層を構成する水生昆虫の減少が予測され、生態系ピラミッド全体が小さくなる可能性があるため、トンネル湧水全量を減水地付近に戻すこと」を本年2月に求めたところ。
- ・現在のところ、J R 東海からこの市長意見を受けての対応方針が、明確に示されていないことから、協議会からのご意見も伺いながら、引き続き協議を求めている。